

今、「平和のうちに生存する権利」を確認する

楠 眞

(一財) 同和教育振興会 講師団講師

はじめに

現在の世界情勢を見渡すと、ロシア・ウクライナ戦争、ガザ地区におけるイスラエルとパレスチナの戦闘、イラン軍事衝突等々が進行形で、混乱というより悲惨を極めています。これらは、新たな世界大戦なのでしょうか。振り返ると、私たちが共有する自由と人権を全ての人に保障する思想は、第二次世界大戦後の国際連合の設立によって始まりました。1945年の国連憲章前文には、「われら

連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」を確認したとあります。この天賦のものとする基本的な人権が、今現在、蔑ろにされる危険状況に追い込まれていると言えるのではないのでしょうか。

国連における人権問題の歩み

国連は1948年に世界人権宣言を採

択、自由権、参政権、社会権、一般規定を成文化し、これを条約化したものとして社会権規約と自由権規約の2つで構成される国際人権規約を1966年に採択しました。同規約は1976年に発効し、日本は1979年に批准しています。

国連人権委員会は次いで、個別具体的な国際人権の条約、規定を定めました。人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、拷問等禁止条約などがそれにあたります。世界人権宣言から国際人権規約、さらに具体的な諸条約へ発展した国際人権法は、世界大戦という多くの命が失われていった事実から、人類が学び育み成立させていった、極めて大切な法であると言えます。今日世界各地で戦争が勃発するという危機的な国際状況において、このことを思い起こさなければなりません。

私たちの歩み

国際的に見て日本という国は、人権意識の低い国だと言われてきました。人と

して優しく、いのちを大切に思う気持ち
はあっても、社会生活を送る人間とし
て、いかに人間らしく生きるか、私たち
は関係性（縁起の法）の中で自らの生き
方を学んでいかなければなりません。そ
の為の社会的な仕組みとしての法律制定
は不可欠なものです。

第二次世界大戦後、私たちは国民主
権、基本的人権の尊重、そして平和主義
という三つの原理原則を掲げる新しい憲
法のもと市民生活を営んできました。明
治以降の近代国家としての日本は、天皇
を中心とする神権国家であり、国民は天
皇の臣民であり完全な民主主義というも
のを知りませんでした。戦後は日本国憲
法にのっとり、教育基本法を制定
し民主主義を学んできたのです。その制
定当時の前文には「個人の尊厳を重んじ、
真理と平和を希求する人間の育成を期す
るとともに、普遍的にしてしかも個性ゆ
たかな文化の創造をめざす教育を普及徹
底しなければならない」としていました。
戦後の日本は国際協調主義の中、国内の

人権問題と真摯に向き合いながら、時に
は国連の人権委員会の具体的な勧告を受
け、国内的な人権意識の高揚、差別解消
に向けてのさまざまな法的整備を推進し
ていきました。

日本国政府は法務省、総務省の所管に
より「人権擁護施策推進法」（1997
年制定）、「人権教育及び人権啓発の推進
に関する法律」（2000年制定）「人権
侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令第
2号2004年制定）、これら三つの法令
を定めました。これらは国の人権尊重施
策を体系的に進めるための法令です。行
政による人権侵害の救済、人権教育・啓
発、調査・処理の仕組みが定められたも
のであり、1990年代後半以降に整備
が進められました。その背景には、先に
あげた国際人権規約などの国際的な人権
保障の流れへの対応に加えて、国内での
差別・虐待・いじめなど多様な人権侵害
が顕在化し、人権教育・啓発と被害救済
の両面を強化する必要性が認められたか
らに他なりません。これら人権保障に関

する体系的な法整備に基づいて、さらに
具体的な差別解消推進についての法律が
制定されていきました。

差別解消推進に関する 個別法の制定について

2016年は差別解消に関する三つの
推進法が制定されるという、ある意味画
期的な年でした。それは「障害を理由と
する差別の解消の推進に関する法律（障
害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対す
る不当な差別的言動の解消に向けた取組
の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解
消法）」、「部落差別の解消の推進に関す
る法律（部落差別解消推進法）」の三つで、
差別解消推進三法、人権三法とも呼ばれ
ます。それぞれの法律を概観してみま
しょう。

「障害者差別解消法」

2006年12月国連総会において「障
害者の権利に関する条約（障害者権利条
約）」が採択され、2008年発効され
ました。日本は2014年に批准しまし

▶執筆プロフィール



楠 真
くすのき まこと

1953年生まれ
(一財)同和教育振興会 講師団講師
岐阜教区西濃南組縁覺寺住職

た。障害者の定義については「障害者基本法」に、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、2016年に「障害者差別解消法」が施行されました。障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関と事業者に合理的配慮の提供と環境整備を義務付けることで、障害の有無に関わらず共生社会を実現することを目的としています。ここであらう。

合理的配慮と環境整備とは、本人の意思表示に応じた手話通訳、筆談、段差解消など、過重な負担とならない範囲での個別対応が求められ、またバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上などが環境整備として重要であるとされています。2024年4月1日の改正施行により、民間事業者の合理的配慮提供も法的義務となりました。

2003年、熊本県が実施した「ふるさと訪問事業」に参加した菊池恵楓園の入所者が、宿泊先の黒川温泉のホテル側から宿泊を拒否される事件が起きた。

らい予防法違憲国家賠償訴訟は1998年から始まりますが、原告側勝訴判決が下されたのは2001年のことでした。ハンセン病問題への理解は社会的に深まりを見せ、1997年に鳥取県から始まった「ふるさと訪問事業」は全国的な広がりを見せました。しかし、黒川温泉での出来事はハンセン病問題の正しい理解がまだ途上であることを示す事例

だったのです。ハンセン病回復者を含め全ての障害者に対する差別を禁止し、合理的配慮の提供と環境整備が法的に義務付けられたことは大きなことです。不当な差別の解消は、法的な仕組みを通して現実のものとなっていくのです。

「ヘイトスピーチ解消法」

ヘイトクライム、ヘイトスピーチが社会問題としてクローズアップされるようになったのは2009年頃からだと思われます。「在日特権を許さない市民の会」（在特会）がネットを通して、在日コリアンが「日本で不当な利益を得ている」と訴え、デモや街宣、過激な行動を伴って差別を煽動し続けたのです。ネット右翼（ネトウヨ）とされる在特会のヘイトスピーチは耳を塞ぎなくなるほど過激なものでした。この在日コリアンに向けてのデモや街宣に対して異議を唱え抗議するカウンターと呼ばれる人たちもいました。が、公安警察はこれを取り締まる法律がないことを理由に、言論の自由があると主張する差別煽動を眺めているばかり

でした。逆にカウンターの人たちとの暴力沙汰を防ぐとの理由で、カウンターの人たちの行動を静止するという本末転倒のようなことが起きていたのです。

ヘイトスピーチは「同解消法」第二条に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義されています。要約すると、日本以外の国や地域の出身者やその子孫で、日本に適法に住む人々を標的にして、「命を奪え」「国から追い出せ」など、その人々を社会から排除し、権利を侵害することをおおる、極めて差別的なことを公然と行う言動であるといえます。外国ルーツの人々に対するヘイトスピーチやヘイトクライムはあからさまな差別行為であって、決して許されることはありません。

「部落差別解消推進法」

1965年に出された「同和对策審議会答申（同対審答申）」は、「現時点における同和对策は、日本国憲法に基づいて行われるものである」とその法的根拠を憲法にしています。これは常に意識さ

れるべき事柄であると言えます。同対審答申以降、国は時限立法を法的根拠として同和对策を実施していきました。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を最後に財政特例法は2002年3月末日で期限切れとなりました。この地対財特法には同和や差別、人権の言葉は一つも出てきません。この失効後14年9カ月の時を隔て、さまざまな運動の成果として「部落差別」を冠する法律が制定されたのです。

この推進法の目的は、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするととも

に、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」としています。現在、いくつかの地方公共団体においては、この推進法に基づいて条例を定めて具体的解消に努めています。

もう一つの推進法について

個別法の制定について、さらに付記すべきこととして、2019年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が制定されました。アイヌ民族に対しては、1899（明治32）年に「北海道旧土人保護法」が定められていました。この名称自体が差別的ですが、1997年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称・アイヌ文化振興法、アイヌ文化法）」が制定されるまでこの法律が生きていたのです。このアイヌ文化振興法も2019年、アイヌ施

策推進法（アイヌ新法）に移行され廃止されています。

日本政府は長くアイヌを先住民族として認めていませんでした。それは、日本国は単一民族であるという幻想を抱き続けたからに他なりません。この新法から政府はアイヌを先住民族として認めました。しかし、アイヌが本来持っている「先住民族としての権利」は認めていないのが現状です。例えば、「旧土人保護法」の柱は、アイヌの人々に土地を与えて農耕への従事を促す一方、日本語の習得などにより和人への同化を進めるものでした。北海道開拓において、和人に与えられた肥沃な土地に比べ、アイヌの人々が手にした土地は狭く荒れた土地が多かったのです。そして、アイヌの人々には土地の私有を認めず明治から北海道庁が管理してきたアイヌ民族共有財産である土地所有の問題は、未だ解決したとはいえない状況です。

むすびにかえて

これら推進法はすべて「理念法」とされていますが、被差別の現場からはもう一歩踏み込んだ「禁止法」が求められています。この運動の流れの中、「すべての人の無差別平等の実現に関する法律（案）」（包括的差別禁止法案）が提起されています。差別・被差別からの解放をめざす私たち教団の責務として（実践運動）をとおして、この新たな動きに学んでいきたいと思っています。

わが教団における運動（門信徒会運動、同朋運動、基幹運動、御同朋の社会をめざす運動）を振り返ると、なかでも同朋運動はその基軸を、御本願を聞信する信心の上にたって、生活実践として同和問題と関わっていき、教団の内外へと拡充していく運動である、としました。私たちは人権問題を課題とするとき、仏法の願う人間観が人権尊重の思想と決して無関係ではないこと、むしろ同質であることを常に意識すべきです。

親鸞聖人は「れふし・あき人・さまざまのものはみな、いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」（『唯信鈔文意』註釈版708頁）と述べられています。

阿弥陀仏に願われた自己の有り様を、生活実践をとおして明らかにされているのです。真実に出遇った喜びとは、自己の苦悩を解決するのみならず、この現実の世を生きる苦悩の存在に気づき、共に歩んでいく営みでもあったのです。

私たち念仏者は、仏法の真実性・普遍性に立脚し、大乘菩薩道という自利利他の実践をとおして人権を尊ぶことを忘れてはなりません。人権三法の制定から10年が経過しました。国の内外において「平和のうちに生存する権利」が蔑ろにされている状況の中、「世のなか安穩なれ、仏法ひろまれ」のコトバを、単なるキーワードに貶めてはなりません。私はこのコトバは親鸞聖人をとおして発せられた、如来からの励ましなのだと受けとめています。